

新潟市

北区農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information

第29号

7月 2016

初夏を彩る「ひまわり」

ひまわりの栽培を始めて10年。

今は、ピンセントオレンジとピンセントボメロの2種類を栽培しています。2月の下旬に種を直播してから2ヶ月程で開花します。時期をずらしながら播種し、お盆の頃まで出荷します。

栽培当初は、品種の選定と発芽を揃えるのに大変苦労しました。

伊藤 明さん(椋)



新会長挨拶



男 長正 会藤(平林)
首 委

日頃から農家の皆様には農業委員会活動に、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度の農業委員会法の改正に伴い、新潟市6農業委員会は任期を3月31日まで延長し、4月1日から新体制となりました。

4月4日に市長招集総会におきまして新役員が選出され、農業委員各位のご推举を賜り、再度会長に選任いただきました。会長という大役重さを改めて痛感いたし決意を新たにしているところです。

さて、農業委員会制度の改正で、農業委員は公選制から市町村長の任命制となり、北区では28名から19名に減りました。また新たに農地利用最適化推進委員が新設され、4月12日北区では19名が農業委員会から委嘱されました。今後は北区の農地利用の最適化を図りながら、地域に根ざした行動をす

る農業委員会として活動してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今後、農政新時代を迎えるにあたり、昨年10月、TPP（環太平洋連携協定）交渉の大筋合意をはじめ、EPA（経済連携協定）交渉の進展により、我が国の農業はこれまでとは比較にならない国際競争の時代を迎えてます。農業経営体の減少が続く中で、法人化や経営規模の拡大が進むなど、構造改革は着実に進展しています。一層のスピード感が求められることとなります。

しかしながら、この「農政新時代」においても、変えてはならないものの、それは、額に汗して努力する者が報われるとともに、大小の家族經營とその延長線にある法人経営を中心とし、企業参入や新規就農者等の多様な担い手が共存する形で農業・農村が発展しなければならない

と思っています。

今後、北区農業委員会は農業者の声をしっかりと受け止めて、北区の農業振興のために一生懸命頑張りたいと思っています。

皆様方より一層のご支援、ご指導を心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

新潟市北区農業委員会 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

平成28年4月1日、改正農業委員会法の施行により、農業委員会は農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に取組む体制が強化され、その最適化の推進のため活動計画と実施状況を公表することになりました。

I 農業委員会の状況（平成28年3月31日現在）

1 農家・農地等の概要

○総農家数 1,719戸 自給的農家数 451戸

販売農家数 1,268戸（主業農家数 407戸 準主業農家数 421戸 副業的農家数 440戸）

○農業就業者数 2,098人（うち女性 959人 40代以下 113人）

○担い手経営体 認定農業者 455 基本構想達成者 144 認定新規就農者 1 農業参入法人 14

○経営耕地面積 田 3,822ha 畑 387ha（普通畑 364ha 樹園地 23ha） 計 4,209ha

○遊休農地面積 田 7.1ha 畑 60.4ha（普通畑 60.4ha） 計 67.5ha

○農地台帳面積 田 4,337.80ha 畑 1,020.20ha 計 5,358ha

2 農業委員会の現在の体制 新制度に基づく農業委員会

○農業委員数 定員19人以内 実数19人（うち認定農業者数 14人 認定農業者に準ずる者 3人 女性 4人 40代以下 1人 中立委員 1人）

II 担い手への農地の利用集積・集約化

【現 状】 ●管内の農地面積 4,209ha ●集積面積 2,501.6ha ●集積率 59.4%

【目 標】 集積面積 2,591.6ha うち新規集積面積 90ha

【課題】 農業従事者の高齢化等による離農により担い手農家への農地集積は着実に進んでおり、集積率は約59%となっている。「人・農地プラン」及び農地中間管理機構を活用し、今後も認定農業者等の担い手の育成確保に取組み、将来的に地域農業をどうするかが課題である。また、基盤整備未実施地区の耕作地の分散による作業効率の低下対策を講じる必要がある。

【活動計画】 6月～10月：円滑な権利移動ができるよう農業委員会だよりを活用し、基盤強化促進法による利用権設定及び中間管理事業の周知を図る。

10月～2月：農業委員、農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積活動。

通年：人・農地プランに位置付ける「地域の中心となる経営体」への農地集積を図るため、農地利用円滑化団体及び農地中間管理機構と連携した利用集積活動を行う。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

【現状】 ●新規参入の状況 25年度新規参入数 1 経営体 新規参入者取得面積 0.71ha
26年度新規参入数 1 経営体 新規参入者取得面積 0.15ha
27年度新規参入数 2 経営体 新規参入者取得面積 1.1ha

【目標】 ●参入目標数 2 経営体 ●参入目標面積 1.0ha

【課題】 新規参入者の確保・育成のため、関係機関と連携した推進体制の整備や地域における就農希望者の受け入れ体制づくりが必要である。新規参入の際に、当初から下限面積50a以上を確保することや農業経営に必要な条件整備(経営資金・農業機械・農業技術等)が困難なことから、下限面積の緩和などの支援と、円滑な就農へのフォローアップが必要である。

【活動計画】 随時：窓口等における新規参入希望者への相談活動を行うとともに、農地情報を提供するほか、関係機関と連携し各種補助制度・融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。特に、ホームページにおける北区空き農地情報提供コーナーによる遊休農地を活用した新規就農の促進に努める。

IV 遊休農地に関する措置

【現状】 ●管内の農地面積 4,209ha ●遊休農地面積 67.5ha ■遊休率 1.60%

【目標】 遊休農地の解消面積 4.5ha

【課題】 遊休農地の多くは砂丘地帯に点在しており、解消を図るには一定の収益確保と継続可能な作目の選定及び高齢者に代わる担い手の確保が必要である。また、農地中間管理機構を活用した農地の有効活用に努める必要がある。

【活動計画】 7月：担当農業委員・農地利用最適化推進委員、耕作放棄地プロジェクトチーム、事務局による農地パトロールの実施

8～11月：事務局による確認調査の実施

随時：遊休農地所有者等に対する利用意向調査の実施

通年：農業委員・農地利用最適化推進委員による担当区域の点検

V 違反転用への適正な対応

【現状】 ●違反転用面積 1.7ha

【課題】 東港周辺を中心に輸出用中古車置場の違反転用があり、当該者が外国人であるため意思の疎通に困難を伴う。中古車置場として転用可能区域であるが、他法令の関連で許可できないため、関係部署と連携しての対応が必要である。

【活動計画】 ●違反転用のは是正指導

違反転用者に対して、違反のは是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りの実施

●違反転用の発生防止に向けての取組 農業委員会だよりによる転用許可制度の周知
農地パトロールの実施(7月・11月)

農地の利用の
最適化をより効
率的に実施する
ため、農業委員と
農地利用最適化
推進委員が密接
に連携して業務
にあたります。

農業委員の 皆さん



農地部会
伊藤 明
(椋)



農政振興部会
若林 清廣
(前新田)



農政振興部会
原 文代
(上黒山2区)



木崎地区



農地部会
窪田昇平
(内島見)



農政振興部会
後藤宗一
(早通)



農政振興部会
武田武盛
(笹山)



農政振興部会
渡部圭子
(法花鳥屋)



農地部会
佐藤敏明
(松影)

長浦地区



会長職務代理
本田敏明
(新井郷)



農政振興部会
小林 浩
(内沼)



農地部会
山岸洋子
(大月)



農政振興部会
野崎伸
(高森新田)



農地部会
後藤周衛
(大迎)

濁川地区



農政振興部会
島倉繁
(松潟)



農地部会
近藤久子
(濁川)



農地部会
田村良雄
(濁川)



農地部会
川島衛
(島見町)



農政振興部会
菊池蓮太郎
(神谷内)

岡方地区

農地利用最適化 推進委員の 皆さん

木崎地区



農政振興部会
明星 忠
(下大谷内)



農地部会
渋谷 恭 裕
(城山)

葛塚 地 区



農地部会
田中 敏夫
(椋)



農政振興部会
長谷川 良和
(上嘉山)

岡方地区



農政振興部会
内藤 彰
(長戸呂)



農政振興部会
山崎 剛
(高森)

木 崎 地 区



農地部会
阿部 俊之
(鳥屋)



農政振興部会
小柳 雅章
(横土居)



農地部会
市島 健
(笠柳)

南浜地区



農政振興部会
神田 和一
(太夫浜)



農地部会
曾我直樹
(長場)

長 浦 地 区



農地部会
陸均
(岡新田)



農政振興部会
金川 則夫
(上土地龟)



農地部会
倉島 貞太郎
(大瀬柳)

濁 川 地 区



農政振興部会
曾我 譲
(新崎)



農地部会
金井 均
(松潟)

南 浜 地 区



農政振興部会
金田 勝則
(島見町)



農地部会
松田 勝己
(島見町)



農地部会
此村 和也
(神谷内)

お気軽にご相談を

農業委員・推進委員は、農地パトロールによる農地の監視活動・権利関係の調整・あつせん、担い手への農地集積、認定農業者や担い手の育成等をまもるまな活動を行っています。また、農業者年金や農地の売買・貸し借りなど農家の相談にも応じています。相談に関するプライバシーは固く守りますので、お気軽にご相談ください。

老後の備えに 農業者年金を 加入しましょ!

新しい農業者年金制度は農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

● 将来取組する年金をいく積み立てる方式です。

● 条件により保険料に国庫助成があります。

● 保険料を田代に選択でもあります。
(保険料を月額最低2万円から)

※ 詳しくは北区農業委員会事務局へ ☎ 387-1585

全国農業新聞

農家の経営と くらしに役立つ情報誌

*月4回発行(毎週金曜日)

*購読料:1ヶ月700円

*お申し込み:

農業委員または農業委員会事務局へ ☎ 387-1585

◆編集後記◆

4月から農業委員会に関する法律が改正され、新しい農業委員会がスタートを切りました。

北区では農業委員19名、農地利用最適化推進委員19名の計38名が、地域の農家の声を受け止めています。これからも皆様の役に立つような紙面作りを目指していきます。地域の話題や情報がありましたら、ぜひ連絡ください。三年間よろしくお願ひいたします。

(編集委員長 武田 武盛)

総会開催日

7月29日(金)、8月31日(水)、9月30日(金)、10月31日(月)

*傍聴者の定員は5名

農地の貸付・売買等の締め切り日

●農地法第3条・4条・5条関係

8月10日(水)、9月8日(木)、10月11日(火)、11月9日(水)

*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

●農業経営基盤強化促進法関係、利用権の設定(賃貸借)

平成29年産作付分 8月25日(木)、9月23日(金)、10月25日(火)

*利用権設定ほか売買・交換の受付は8月から3月まで。

各月25日頃が締め切り日です。

